久留米市上下水道事業運営審議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市上下水道事業運営審議会規則(令和2年久留米市規則第13号)第8条の規定に基づき、久留米市上下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の会議への出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者を会議に出席 させ、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第3条 会長は、久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号)第32条第1項 ただし書きの定めるところにより、審議会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

(傍聴手続き)

- 第4条 傍聴を許可する者(以下「傍聴者」という。)の定員は、10名以内とする。ただし、 開催会場の都合により許可する人数を制限することがある。
- 2 傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)は、開会時刻までに、開催会場で受付をし、会長の許可を得たうえで、係員の指示に従い会場に入室するものとする。なお、会議開会後の入室は認めない。
- 3 傍聴希望者の受付は、会議の当日、開会予定時刻の30分前から先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。また、定員に達しない場合においても、開会予定時刻の5分前の時点で受付を終了する。

(傍聴席)

第5条 傍聴者は、指定された場所で傍聴しなければならない。

(傍聴者の守るべき事項)

- 第6条 傍聴者は次に定める事項を守らなければならない。
 - (1) 会議開催中は、静かに傍聴すること。
 - (2) 傍聴者は、発言をすることはできない。また、傍聴者は、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
 - (4) 示威的行為をしないこと

- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (7) 会場において、会長の許可なく、会議の模様の録音、撮影等を行わないこと。
- (8) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (9) その他、会場の秩序を乱し、会議開催の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

- 第7条 傍聴者は、次の場合は、速やかに退場しなければならない。
 - (1) 第2条の規定により、会長が当該会議を非公開と宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
 - (2) 会議における議案の審議が終了したとき

(係員の指示)

第8条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(秩序の維持)

- 第9条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な命令をすることができる。
- 2 会長は、傍聴者が第5条から前条までの規定に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは傍聴者を退場させることができる。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入室することはできない。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。